

株式会社バンタン（以下、「当社」といいます）は、当社が運営する「ナイトアトリエNOMA」に関し、利用者および当社が遵守すべき事項とその他の条件を定めるため、ナイトアトリエNOMA 利用規約（以下「本規約」をいいます。）を定めます。利用者は、本規約および当社が別途定めるプライバシーポリシー（<https://vantan.jp/privacy/>）をあらかじめ熟読しなければなりません。

なお利用者は、当該利用規約のすべての条項を確認し、同意したうえで「ナイトアトリエNOMA」の申込みを行うものとします。

第1条 （定義）

1. 本規約において、以下の用語は、次の各号の定める意味で使用します。

- (1) 「本アトリエ」とは、当社が運営する「ナイトアトリエNOMA」をいいます。
- (2) 「NOMAゲスト」とは、初めての方限定の体験プランを利用する者をいいます。
- (3) 「NOMAビジター」とは、2回目以降の利用者が体験できる単発プランを利用する者をいいます。
- (4) 「NOMAメイト会員」とは、月に2回まで本アトリエを利用できる月額プランを利用する者をいいます。
- (5) 「NOMAパートナー会員」とは、回数の制限なく本アトリエを利用する者をいいます。
- (6) 「会員」とは、当社指定のシステム上でアカウント登録および月額プランの利用申込みを完了（以下「入会」といいます）した、NOMAメイト会員およびNOMAパートナー会員をいいます。
- (7) 「利用者」とは、本アトリエを利用するすべての者（NOMAゲスト、NOMAビジター、および前号に定める会員を含みます）をいいます。
- (8) 「チケット」とは、NOMAゲストおよびNOMAビジターによる単発利用、ならびにNOMAメイト会員がプランの利用可能回数を超えて追加利用するために当社が発行する単発チケットをいいます。
- (9) 「提供終了日」とは、第6条第4項または第5項に定める本アトリエの提供を終了する日をいいます。

2. 本規約は、すべての利用者に適用されます。ただし、本規約に定める各条項のうち、月額利用料、自動更新、退会その他その性質上会員にのみ適用される規定を除くすべての規定は、会員であるか否かにかかわらず、NOMAゲストおよびNOMAビジターにも適用されます。この場合、当該適用される規定における「会員」という表記は「利用者」と読み替えるものとします。

第2条 （利用資格）

本アトリエを利用できる者は、次の各号のすべてを満たす者に限ります。

- (1) 本規約を遵守できること
- (2) 利用開始日（会員においては入会日）時点で18歳以上であること

第3条 （入会申込み）

1. 入会希望者は、本規約に同意のうえ、当社指定の方法により入会を申込みものとします。

2. 当社は、入会希望者が第2条に定める利用資格を満たさない場合、入会を承諾しません。
また、入会希望者が次の各号のいずれかに該当する場合、入会を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込み内容に虚偽、誤記または記入漏れがある場合
 - (2) 過去に本規約に違反したことがある場合
 - (3) 過去に当社サービスの料金の支払いを怠ったことがある場合
 - (4) 利用料金の支払いがなされない場合
 - (5) その他当社が本アトリエの利用者として不適当と判断した場合

第4条（月額利用料）

1. 会員は、当社が別途ウェブサイトにて定める会員種別ごとの月額の利用料（以下「月額利用料」といいます。）を支払うものとします。
2. 月額利用料の支払方法は、クレジットカード決済とし、当社は、入会申込み時に初月分および翌月分の月額利用料を、入会月の翌月以降は毎月20日に翌月分の月額利用料を請求します。
3. 月の途中に入会した場合の初月分の月額利用料は、会員種別に応じて次のとおりとします。
 - (1) NOMAメイト会員：日割り計算は行わず、1ヶ月分全額とします。
 - (2) NOMAパートナー会員：入会日から当月末日までの期間について、日割り計算により算出した額とします。

第5条（チケットの利用）

1. チケットの購入および利用には、当社指定のシステムへのアカウント登録が必要です。なお、チケット購入のみを目的としたアカウント登録には、月額利用料は発生しません。
2. チケットの期限は、原則として購入から2ヶ月後の月末までです。ただし、本アトリエの提供終了時期等に合わせて、当社が別途の有効期限（購入から1か月後の月末まで等）を定め、チケット購入時に表示した場合は、当該期限が適用されます。
3. 購入済みのチケットは、当社に帰責事由がある場合を除き、返金しません。

第6条（契約期間）

1. 会員と当社との間の利用契約（以下「本契約」といいます。）の契約期間は、入会日から入会月の翌月末日までとします。
2. 契約期間満了日までに、第11条に定める退会手続きが完了しない場合には、本契約は以降1か月ごとに自動更新されます。
3. 前各項にかかわらず、契約期間中に退会手続きが完了した場合には、第11条に定める退会日を契約期間満了日とします。
4. 本アトリエの提供期間は、2027年1月29日までとします。ただし、当社は、当社の判断により同日以降も本アトリエの提供を継続することができます。
5. 当社が前項ただし書に基づき本アトリエの提供を継続した後に提供を終了するとき、提供終了日の1か月前までに、当社指定のシステム等により会員に通知します。

6. 本アトリエの提供が終了した場合、本契約は提供終了日をもって当然に終了します。
7. 前項により本契約が終了した場合、提供終了日が属する月の月額利用料については、日割り計算による返金はいません。ただし、当社は、提供終了日の翌月以降の期間に対応する前払い済みの月額利用料、および本アトリエの提供終了により購入時に表示された有効期限内に利用できなくなった未使用のチケットの購入代金については、返金するものとします。

第 7 条 （本アトリエの利用）

1. 利用者は、営業時間内であれば、利用時間の制限なく本アトリエを利用できます。
2. 当社は、本アトリエの利用スケジュールを、60日先まで（ただし、提供終了日を限度とします。）当社指定のシステム上に掲載します。会員は、当社システム上で自らスケジュールを確認するものとします。

第 8 条 （予約のキャンセル・取り直し）

1. 予約をキャンセルする場合は、利用日前日の18時までには当社システム上で手続きを行うものとします。期限後のキャンセルまたは無断キャンセルの場合は、予約の種類に応じて次のとおり取り扱います。
 - (1) NOMAメイト会員の月額プランに基づく予約：当該月のプラン利用可能回数が1回分消化されます。
 - (2) NOMAパートナー会員の月額プランに基づく予約：利用可能回数の消化は生じません。ただし、無断キャンセルを繰り返す等、当社の運営に支障をきたすと判断した場合は、一時的に予約を制限することがあります。
 - (3) チケットを利用した予約：当該チケットが1回分消化されます。
2. 利用日前日の18時までにはキャンセルの手続きが完了した場合、当該プラン利用可能回数またはチケットは消化されず、それぞれの有効期限内であればシステム上にて再度別の利用日時の予約を行うことができます。予約の取り直しの詳細は「ご利用案内」に定めるとおりとします。

第 9 条 （休業日）

本アトリエの休業日については、当社が定める月間スケジュールのとおりとし、当社は、その日程を当社システム上にてあらかじめ掲示します。

第 10 条 （会員種別変更）

1. 会員種別の変更を希望する会員は、毎月 19 日までに当社が定める変更手続きを行うものとし、変更は翌月 1 日から適用されます。
2. 有効期限内のチケットは、会員種別の変更後も引き続き利用できます。ただし、会員種別の変更により生じるチケットの価格に差が生じる場合でも、差額の請求または返金はいません。

第 11 条 （退会）

1. 退会を希望する会員は、当社が指定する退会申請フォーム（以下「退会フォーム」といい

ます)により手続きを行うものとします。退会フォームの送信が完了し、当社のシステムに記録された日を退会手続日とします。退会日については、第6条第6項に定める場合を除き、次のとおりとします。

- (1) 毎月 19 日までに退会手続完了した場合：当月末日
- (2) 毎月 20 日から末日までに退会手続が完了した場合：翌月末日
2. 当社は、退会フォームに入力されたメールアドレスと、会員が当社のシステムに登録しているメールアドレスが一致することをもって、本人からの申請であると確認します。当社は、退会手続日を記録し、登録されたメールアドレス宛に受付完了の通知を送信します。会員は、退会フォームの送信後に当社からの受付完了の通知が到達しない場合、速やかに当社へ連絡するものとします。
3. システム障害その他やむを得ない事由により退会フォームを利用できない場合に限り、会員は、本アトリエへの来訪または退会申請書の郵送により手続きを行うことができます。この場合、当社が来訪による申出を受けた日または退会申請書が当社に到達した日を退会手続日とします。
4. キャンペーン等で解約料等について別途合意がある場合、当該合意に従い解約料等を支払うものとします。
5. 会員は、退会手続きの完了後も、退会日までは本アトリエを利用できます。
6. 退会日が属する月の月額利用料は日割り計算は行わず、支払済みの月額利用料は返金しません。
7. 退会日までに発生した月額利用料その他の金銭債務に未払がある場合、会員は、退会後も当該債務を支払うものとします。

第 12 条（利用停止および契約の解除）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、本アトリエの利用の一時停止または制限の措置を講じることができます。
 - (1) 登録情報に虚偽の内容が含まれていた場合
 - (2) 月額利用料等を 1 カ月以上滞納した場合
 - (3) 当社からの再三の指示に従わない場合
 - (4) 本規約その他当社が定める個別規定に違反した場合
 - (5) 前各号に準ずる重大な事由がある場合
2. 前項の措置により利用の一時停止または制限を受けた場合であっても、会員の責に帰すべき事由によるものである限り、当該期間中の月額利用料は発生するものとし、当社は月額利用料の減額または返金を行いません。
3. 当社は、第1項の措置を講じた場合において、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反または未払い状態が解消されないときは、本契約を解除することができます。ただし、暴力行為や犯罪行為等、催告が不相当と認められる重大な違反がある場合は、催告なく直ちに本契約を解除できます。
4. 前項により本契約が解除された場合でも、解除の効力が生じた時点までに発生した月額利用料その他の金銭債務は消滅せず、会員は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。
5. 第3項の措置により本契約が解除された場合、当社は、会員が既に支払った月額利用料等

を返金しません。

6. 前各項の規定は、当社の故意または重大な過失により会員に損害が生じた場合に、会員による当社に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第 13 条（禁止行為）

利用者は、本アトリエ利用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 利用する権利の譲渡、貸与、売買等
- (2) 当社、他の利用者、スタッフその他の第三者の名誉、信用、プライバシー、肖像権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の権利を侵害する行為
- (3) 法令または公序良俗に反する行為
- (4) 本アトリエの運営を妨げる行為
- (5) 営業行為その他営利を目的とする利用
- (6) 他の利用者・スタッフに対し、違法行為を勧誘し、または助長する行為
- (7) 他の利用者・スタッフに不利益を与える行為
- (8) 他人の個人情報を無断で発信する行為
- (9) 犯罪行為または犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- (10) 他の利用者・スタッフに対する嫌がらせ行為
- (11) 当社の機密情報を詮索する行為
- (12) 宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘行為
- (13) 本アトリエの利用以外の場合、スタッフと個人的に接触する行為
- (14) スタッフを競合サービス等へ勧誘する行為
- (15) スタッフに対する暴言その他の業務を妨害する行為
- (16) アカウントを複数人で利用する行為
- (17) 1人で複数アカウントを登録する行為
- (18) 他の利用者・スタッフ等の顔が判別できる状態、その他プライバシーを侵害するおそれのある動画・静止画を撮影する行為（当該対象者の同意を得ている場合を除く）
- (19) 前号に該当する動画・静止画をSNS等に投稿し、または発信する行為
- (20) その他、当社が不適当と判断する行為

第 14 条（登録情報の変更）

1. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかにその内容を当社へ申し出る必要があります。変更手続きの遅滞により損害等が発生した場合でも、当社は責任を負いません。
2. 前項にかかわらず、クレジットカードの番号、有効期限、名義その他の決済に関する情報に変更が生じた場合、または有効期限が到来するときは、会員は、当社システム上の管理画面において自らこれを更新するものとし、当社への届出は要しません。

第 15 条（登録情報の取り扱い）

1. 当社は、登録情報を、本アトリエの提供および関連するご案内のために利用します。当社は、会員の同意なく、登録情報を第三者に開示しません。ただし、法令等に基づく場合、

公的機関からの開示要求、会員の生命・身体・財産の保護に必要な場合は、この限りではありません。

2. 当社は、個人情報プライバシーポリシー (<https://vantan.jp/privacy/>) に従い、取り扱います。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自身および関係者が以下のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等の反社会勢力であること
 - (2) 反社会的勢力の支配を受けていること
 - (3) 反社会的勢力を利用し、または関与していること
 - (4) 反社会的勢力に資金提供や便宜供与を行っていること
2. 当社は、利用者が上記に違反した場合、当社は催告なしに契約を解除できます。
3. 当社は、前項の解除により利用者に損害が生じた場合でも、賠償責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失による場合は、この限りではありません。

第 17 条（損害賠償）

1. 利用者が本契約に違反し、または故意・過失によって当社または第三者（他の利用者、スタッフ等）に損害（治療費等の実費を含みます）を与えた場合、当社または当該第三者は、利用者に対して損害賠償を請求できるものとします。
2. 本アトリエ内において、利用者自身の不注意等により生じた怪我、事故、ならびに衣類・所持品等の汚損・破損について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は治療費等の損害賠償および補償責任を負わないものとします。
3. 当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合、その損害額は、当社に故意または重過失がある場合を除き、損害が発生した月に利用者が当社に支払った利用料の額を上限とします。ただし、利用者の生命または身体に生じた損害については、この限りではありません。

第 18 条（権利の帰属）

1. 利用者が本アトリエにおいて制作した作品（以下「制作物」といいます）の著作権等の知的財産権は、当該利用者に帰属します。
2. 利用者は、当社が、本アトリエの広報、広告宣伝、SNS、ウェブサイトへの掲載等（以下「広報等」といいます。）を目的として、本アトリエ内における制作風景、制作過程および制作物の写真・動画（以下「撮影物」といいます。）を撮影し、無償で利用することを許諾します。本項の許諾は、利用資格を喪失した後も存続します。
3. 当社は、撮影物を広報等に利用する場合、原則として利用者個人を特定できない撮影物を使用します。利用者の顔が写っている等、個人を特定できる撮影物を使用する場合は、事前に当該利用者から個別に同意を得るものとします。

第 19 条（本規約の変更）

1. 当社は、当該利用規約を変更することができるものとします。当社は、変更後の規約の

内容および効力発生時期を定め、効力発生時期が到来する30日前までにウェブサイト等により通知します。

2. 前項の通知後、会員が当該利用規約第 11 条に定める退会の手続きをせず当サービスを継続利用した場合、会員は変更後の利用規約に同意したものとみなします。
3. 法令改正等により、規約が抵触する場合、当社は、当該部分を法令に従い変更します。

第 20 条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を失います。

- (1) 退会したとき
- (2) 第12条第3項または第16条第2項により本契約が解除されたとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 本アトリエの提供が終了したとき

第 21 条（準拠法および合意管轄裁判所）

1. 本規約は、日本国法に準拠します。また、紛争が生じた場合、誠意をもって協議するものとします。
2. 協議が整わない場合、訴額に応じて当社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本改定規約は、2026年10月1日から施行します。

【制定・改定履歴】

2026年10月1日 制定